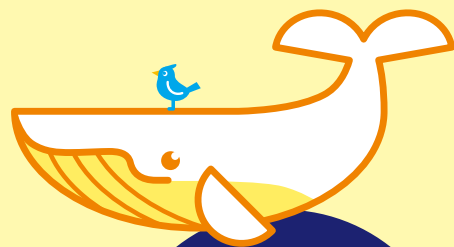




いつも、あなたのそばに。

always by your side



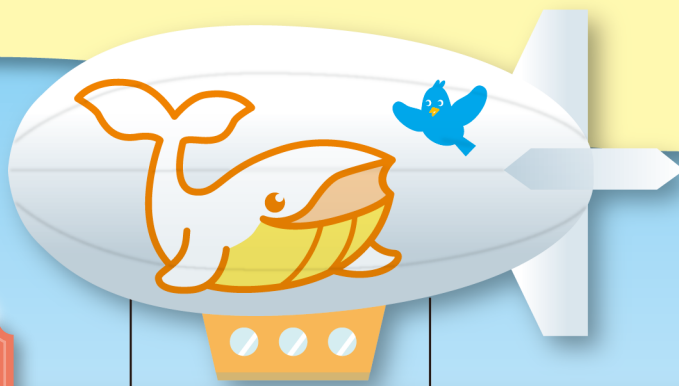
Legal Support Press

2015年

Press

Vol.10

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です



特集

後見人の倫理と職責を考える

特別
寄稿

専門家後見人の倫理

山口 忍氏 (元家庭裁判所長、元公証人、弁護士)

成年後見人の倫理と職責

尾崎 雄氏 (日本医学ジャーナリスト協会会員)



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

専門家 後見人の倫理

元家庭裁判所長、元公証人、弁護士 **山口 忍** 氏

昭和40年 東京地裁判事補、平成9年 福岡高裁判事(部総括)、平成11年 千葉家裁所長、平成12年 東京法務局所属 公記人、平成20年 白鷗大学法科大学院教授、平成24年 弁護士(栃木県弁護士会)
著書に『借地・借家の基礎』(青林書院)[共著]、『区分所有法』(大成出版社)[共著]など。



民法の後見に関する規定が改正され、新しい成年後見制度が平成12年4月1日に発足してから15年が経過しました。従来、後見人には、親族が就任するのが原則でしたが、新制度発足以降は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が数多く選任されるようになりました。専門家後見人の適正な活動等もあって、成年後見制度の趣旨は徐々に国民に理解されるようになり、この制度の利用者は着実に増加してきています。ところが、利用者の増加に連れて、この制度を悪用する悪質な弁護士や司法書士が出現するようになりました。このような事態を受けて、最近、成年後見人、特に専門家後見人の倫理を探索することが急務であるといわれています。そこで、本稿では、リーガルサポート会員後見人のような専門家後見人の倫理について、少し考えてみたいと思います。

② 専門家後見人選任の経緯

かつての禁治産宣告制度の下においては、禁治産者のその後見人には、法律上当然に配偶者が就任し、配偶者がいないときは家庭裁判所がこれを選任するものとされてきました。発足当時の禁治産宣告制度は、本人の保護もさることながら、禁治産者から財産管理権を剥奪し、あるいは準禁治産者の財産管理権に制限を加えることにより、「家」の財産を守っていくこととする狙いがあったともいわれています。そのため、本人に配偶者がいないときにこの制度を利用したいと考える当事者は、禁治産宣告の申立てをするのと同時に、特定の親族を後見人候補者とする申立てを行い、家庭裁判所も原則としてこの希望を受け入れる運用をしてきました。平成12年4月施行の新しい成年後見制度は、本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーションの理念と本人保護の理念とを調和させようとする制度です。ところが、新制度発足後も、後見人の選任の方法は従来と変わるところがなく、家庭裁判所は、原則として、当事者が推薦した本人の配偶者、子などの親族を後見人に選任する運用を行っていました。しかしながら、このような親族後見人は、新しい成年後見制度への理解が乏しく、従前同様、本人の福祉や利益よりも家産の維持に重点をおく財産管理を行ったり、中には本人の財産を横領し、これを自己の財産として使用する後見人も出現

特集 後見人の倫理と職責を考える

特別寄稿 1

理事長に就任して

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 **多田 宏治**



みなさん、はじめまして。公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 新理事長の多田宏治です。私は、当法人の理事長としては四代目となります。

就任に際しまして、今年度の最重要課題についてご説明したいと思います。

新聞やテレビで後見人の横領事件が報道されることが多くなってきました。そのような折に、当法人会員である司法書士による横領事件が昨年9月から数件引き続き発覚しました。当法人の会員は、判断能力が衰えた弱い立場にある被後見人を保護する立場にあるわけであり、その後見人が被後見人の財産を侵害するということは絶対に許されないことです。この場をお借りして、被害を受けた被後見人やそのご家族その他の関係者のみなさん、さらには国民のみなさんに深くお詫び申し上げます。当法人は、このような事件が再び起こらないように横領の起こった原因を究明し再発防止策を打ち立て、現在その実践を行っている最中です(再発防止策の詳細については、当法人のホームページに掲載しておりますのでご覧ください)。

再発防止策として、第1に、業務報告の提出が遅れている会員を0とする方策を掲げています。当法人は平成

25年12月からクラウドを利用したインターネットによる報告・精査システムを導入していますが、このシステムが報告遅滞を解消する上でも大きな力を発揮しています。

第2に、当法人の会員が不適切な後見事務に至る可能性のある事実がある(例えば、家庭裁判所から会員に対する指導要請があった場合、当法人に対する業務報告を2か月を超えて遅滞している場合等)と当法人の支部が把握した場合には、当該会員が、保管している被後見人の預金通帳等の原本の確認をします。また、通常の業務報告に加え、提出書類の改竄防止のため、全会員に対して、順次、提出書類とその原本との照合を求める仕組みを設けました。これは、会員の適正な業務を担保するために有効な手段であると考えています。

当法人は、この再発防止策を十全に実施することが、公益社団法人としての社会に対する責務であると考えています。特に、預金通帳等の原本確認調査は、家庭裁判所においても完全には実施されていない調査・確認の方法であって、これを実施することによって、成年後見制度の利用者が、少しでも安心してこの制度を利用することができるようになればよいと考えています。

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が衰えた人の財産をしっかりと守り、安定した生活を送ることができるよう支援することは、専門職後見人にとって最低限守らなければならない義務です。私たちは、高齢者・障害者の財産を侵害するような者が当法人の会員の中から二度と出ないように再発防止策を十全に実施するよう努力してまいります。

最後に、今年度のもう一つの課題についてお話しします。当法人は、未成年後見について平成28年4月から取り組めるように、この1年間しっかりと準備を進めていく所存です。親権行使する者がいないなどの理由により権利を保障する必要がある未成年者のため、未成年者の利益を考え、かつ、未成年者の意思を尊重するという理念のもと、身上監護に努め、財産を保護することによって、未成年者の権利擁護及び福祉の増進に寄与していきたいと考えています。

成年後見と未成年後見は、制度上も実務上も必ずしも同一であるとはいえませんが、人権擁護と福祉の増進に寄与するという点においては同一です。当法人は我が国の後見制度のさらなる普及に向けて未成年後見にも真摯に取り組みます。

① はじめに

民法の後見に関する規定が改正され、新しい成年後見制度が平成12年4月1日に発足してから15年が経過しました。

従来、後見人には、親族が就任するのが原則でしたが、新制度発足以降は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が数多く選任されるようになりました。専門家後見人の適正な活動等もあって、成年後見制度の趣旨は徐々に国民に理解されるようになり、この制度の利用者は着実に増加してきています。ところが、利用者の増加に連れて、この制度を悪用する悪質な弁護士や司法書士が出現するようになりました。このような事態を受けて、最近、成年後見人、特に専門家後見人の倫理を探索することが急務であるといわれています。そこで、本稿では、リーガルサポート会員後見人のような専門家後見人の倫理について、少し考えてみたいと思います。

は家庭裁判所がこれを選任するものとされてきました。

発足当時の禁治産宣告制度は、本人の保護もさることながら、禁治産者から財産管理権を剥奪し、あるいは準禁治産者の財産管理権に制限を加えることにより、「家」の財産を守っていくこととする狙いがあったともいわれています。そのため、本人に配偶者がいないときにこの制度を利用したいと考える当事者は、禁治産宣告の申立てをするのと同時に、特定の親族を後見人候補者とする申立てを行い、家庭裁判所も原則としてこの希望を受け入れる運用をしてきました。

平成12年4月施行の新しい成年後見制度は、本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーションの理念と本人保護の理念とを調和させようとする制度です。ところが、新制度発足後も、後見人の選任の方法は従来と変わるところがなく、家庭裁判所は、原則として、当事者が推薦した本人の配偶者、子などの親族を後見人に選任する運用を行っていました。しかしながら、このような親族後見人は、新しい成年後見制度への理解が乏しく、従前同様、本人の福祉や利益よりも家産の維持に重点をおく財産管理を行ったり、中には本人の財産を横領し、これを自己の財産として使用する後見人も出現

するようになりました。

そこで、家庭裁判所は、従来の後見人選任方法を改め、親族以外の第三者、特に法律ないし社会福祉業務の専門家である弁護士、司法書士、社会福祉士等を後見人に選任することとしました。

新制度発足当時は90%以上が親族後見人でしたが、現在では約65%が第三者後見人に選任されており、専門家後見人の割合は今後ますます増加していくとみられています。

家庭裁判所がこれらの専門家を後見人に選任するに至ったのは、これらの者が専門的知識経験を有するだけではなく、専門家として高い倫理意識を抱いているものとみたらほかなりません。

そこで、専門家の倫理とは何かについて考えてみましょう。

③ 人の倫理

倫理とは、人として踏み行うべき道、道徳、モラルであるといわれています。

「殺してはならない」「盗んではならない」ということは、モーゼの十戒を持ち出すまでもなく、すべての人が守るべき倫理といえるでしょう。

弁護士や司法書士などの専門家後見人が被後見人の財産を横領した場合、そ

れは、専門家としての倫理違反ではなく、人としての倫理違反です。

これらの弁護士や司法書士は、専門家としての道を踏み外したのではなく、それ以前に、人として行うべき道を踏み外したのです。

④ 職業人の倫理

「餅は餅屋」ということわざがあります。餅は餅屋の搗いたものが一番美味しい、その道のことば、やはり専門の者が一番である、という意味でしょう。

餅屋は、素人が搗いた餅よりも美味しい餅を提供することによって、社会からは、餅搗きの専門家として評価されます。

餅屋が素人の搗いた餅と同じような味の餅を提供するとすれば、社会から優れた職業人として評価されることはないでしょう。

餅屋は、自分が備えているすべての知識経験を動員して、予算の制約の中で最も美味しい餅を作り出してこれを顧客に提供することを心がけます。

このことが、職業人としての餅屋が踏むべき「道」であり、餅屋の職業倫理であると考えられます。

この職業倫理は、餅屋が持つ「誇り」ないし職業的自尊心を原動力としています。

いいなりになることは許されず、同時に、依頼者を無視することも許されません。法律専門家は、法規範の具現者としての職業的自尊心をもって、依頼者のおかれている困難な立場を改善すべきであり、これが法律専門家の倫理であると考えられます。

⑥ 司法書士の倫理

司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないとされています(司法書士法2条)。

司法書士の業務について、古くは、取引に立ち会って登記手続を委任された司法書士は、登記の手続に関する諸条件を形式的に審査するだけに止まり、実体関係には立ち入るべきではないという考え方が支配的でした。

しかし、代金と登記手続等との取引が司法書士立会のもとで行われるのは、契約当事者が、司法書士は登記手続の専門家だからということに止まらず、社会的に信用のおける人物であり、かつ、一般の法律関係にも明るい身近な法律家であると考え、取引の円滑、適正に資する役割を司法書士に担ってもらうことを期待しているからにほかなりません。

そしてこのことは、餅屋に限らずすべての職業について当てはまります。

すべての職業は社会的存在として価値があり、その職業に関与する者は、職業に関する自己の知識経験を全面的に活用し、依頼者ないし顧客にとって最大限有利となるべき仕事を行います。

このことが、その人の踏むべき職業倫理であると考えられます。

⑤ 法律専門家の倫理

職業人の中でも、弁護士、司法書士等の法律専門家には、通常の職業人の倫理を超えるさらに高い倫理が求められます。

それは、社会が、法律専門家は他の職業人とは異なる特別の専門性や役割を担っていると考え、その職業に高い評価を与えているからです。

法律専門家の仕事は、依頼者にサービスを提供して対価を得るといった単なるビジネスではありません。

法律専門家の仕事は、依頼者のおかれている困難な立場を改善し、あるいは、依頼者自身の改善努力に助力、支援するところにあります。

この場合、法律専門家の行動は、法規範に則って行われるものであり、依頼者の

そのため現在では、司法書士は、進んで、登記手続に関連する限度で実体関係に立ち入り、当事者に対し、その当時の権利関係における法律上、取引上の常識を、説明、助言することにより、当事者の登記意思を実質的に確認する義務を負うものと考えられています。

そうすると、司法書士は、その業務の執行に当たっては、業務に関する法令と実務に関するすべての知識、経験を動員し、実質的に依頼者のためになる最善の途を選び、最善の技術を用いて実行し、最善の結果の実現を目指すことが必要であり、このことが、司法書士の法的義務でもあり、同時に、職業倫理であるといふべきこととなるでしょう。

⑦ 成年後見人の倫理

成年後見人は、善良なる管理者の注意をもって後見事務を処理する義務があり、成年被後見人の生活、療養看護、財産管理事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態、生活の状況に配慮する義務があります。

これは、成年後見人の義務であると同時に倫理であるといふでしょう。

⑧ 専門家成年後見人の倫理

これまで見てきたように、倫理には、人としての基本的倫理から専門家としての倫理に至るまで、その地位に応じた様々な倫理があります。

リーガル会員が成年後見人に選任された場合、そのリーガル会員後見人は、法律専門家である司法書士として選任されたのですから、人としての倫理、職業人としての倫理、法律専門家としての倫理、司法書士としての倫理をすべて兼ね備えなければなりません。

したがって、リーガル会員である成年後見人には、①まず、自己の人格の陶冶に心がけ、人としての道を踏み外さないよう努めることはもとより、②後見事務は単なるビジネスではなく、被後見人のケアを第一義とするものであることを再確認すること、③後見事務の遂行に当たっては、社会から尊敬される法律専門家としての職業的自尊心を原動力として、その有する知識経験を総動員し、被後見人のケアのためにこれを最大限に活用すること、これらのことが倫理として求められているものと考えられます。

特別寄稿 2

当たり前のことを
当たり前にするということ
成年後見人の倫理と職責

おざき たけし
尾崎 雄氏

日本医学ジャーナリスト協会会員
老・病・死を考える会 世話人

日本経済新聞編集委員、日経ウーマン編集長、仙台白百合女子大学教授などを経てフリーランスに。
著書に『介護保険に賭ける男たち』（日経事業出版社）、『人間らしく死にたい』（日本経済新聞社）など。



日本最大の成年後見人団体、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにとって職業倫理の確立は喫緊の課題である。

事件の判決を受けた後見人は、親族後見人が一番多く、次いで専門職後見人であり、法人後見人と（従来型）市民後見人はなかった。横領金額では、親族後見人による最高額は一億四八〇〇万円、平均被害額は三二四四万円だった。

ところが、専門職後見人の場合は、弁護士は九億七六二万円が最高で、平均被害金額は五三〇九万円だった。司法書士による最高額は一億二〇〇〇万円である。

周知のとおり、成年後見制度は超高齢社会を支えるクルマの両輪の片方としてスタートした。主たるユーザーである認知症老人の数は、現在四〇〇万人超とされるが、一〇年後の二〇二五年には七二〇万人に達し、後見ニーズは爆発的に膨れ上がる。制度が始まった当初、後見人全体の約九〇％を占めていた親族後見人の比率は「家族解体」の進行によって二〇一

親族、職業後見人あるいは市民後見人を問わず、成年後見の経験がある人なら誰でも、それが誘惑の多い営みであることを身に染みて知っているはずだ。三人兄妹の末娘だが、両親の成年後見人を事実上、引き受けている六七歳の主婦は言う。「認知症の人の財産管理を他人にやらせるなんて、猫に鯉節の番をさせるみたい。本当に大丈夫？」。認知症で一〇〇歳の父親と寝たきりで九二歳の両親の銀行通帳や有価証券などの全財産を管理している言葉には実感がこもるが、その危惧は的を射ている。成年後見人の不祥事や犯罪が頻発し、「後見崩壊」とも呼ぶべき深刻な事態が起きているからだ。

大阪の司法書士が被後見人の財産から五五〇万円を不正流用して生活費や競馬に注ぎ込んで逮捕され、六月四日、法務局から業務禁止処分を受け、司法書士登録を取り消された。六月二〇日、後見事業を推進する公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートはその会員で被後見人の財産を横領した司法書士三人を除名した。うち一人の横領金額は六〇〇〇万円を超えていた。

新聞報道も増えた。「成年後見人として管理していた認知症の女性（96）の銀行口座から約四二〇〇万円を着服したとして、警視庁捜査2課は、七月二日、元弁護士渡部直樹容疑者（48）を東京都千代田区三番町IIを業務上横領の容疑で逮捕した。同課によると、都内に住む別の認

二年に五〇％を割り、二〇一四年には約三五％にダウンした。そのぶん第三者後見人の割合が増え、その主体は職業後見人になっている。皮肉なことに「後見の社会化」の進展と後見犯罪の増加は足並みをそろえてきた。

職業後見人のレベルアップと 厳しい「品質管理」は喫緊の課題

家族なき高齢者が増えれば後見ニーズも増え、成年後見の潜在需要層は一〇〇〇万人とも言われる。こうした「後見爆発」の新しい受け皿とみなされているのが市民後見人。今年一月に決まった国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）には「市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築」などが盛り込まれた。その実施には職業後見人の協力と貢献が欠かせない。

市民後見人が育つまでは、職業後見人が後見の主たる担い手であり、将来、市民後見人が地域社会に出そろうたとしても、高い専門性が必要な事例を担当し市民後見人のアドバイザーや共同後見人としての役割を果たさねばならない。職業後見人のレベルアップと厳しい「品質管理」の構築は喫緊の課題なのである。

成年被後見人は、一定の財産を持ちながら最も無防備な人々である。彼らが、最期までその人らしく暮らしていけるよ

知症の女性（83）の財産も着服した疑いがあり、横領総額は計九〇〇〇万円に上る。（中略）事務所経費やキャバクラなどの遊興費に使った」（平成二七年七月三日付け日経）。

巨額な横領金 増える「後見犯罪」

司法統計によると、成年後見制度がスタートした二〇〇〇年、成年後見人の解任は三七件で、うち不祥事等での職権による解任は一〇件だった。その後、二〇〇五年には一二二件と二〇〇件を超え、二〇一三年には五〇三件に達している。不正による被害額は「昨年末までの四年半で少なくとも一九六億円に上ることが最高裁のまとめでわかった。（中略）わかっているものだけで、二〇二二年は三十三億四千万だったが、二〇二二・二〇二三年はいずれも四十億円を超え、二〇一四年は約五十六億七千万と過去最悪だった。専門職による被害額も二〇二四年は約五億六千万で最悪だった」（同七月二二日付け朝日）

こうした事態に、せたがや自治政策研究所・特別研究員、渋谷紀子氏は、成年後見人の犯罪の実情、特徴、発生のメカニズムなどを調査・分析した論文「成年後見人による犯罪の現状と対策」を『都市社会研究二〇一四』に発表した。

それによると、二〇〇〇年四月一日から二〇一三年八月三十一日までの間に横領うに、家庭裁判所から任命され、大きな裁量権を与えられているのが成年後見人だ。とりわけ弁護士、司法書士ら法律の専門家や社会福祉士ら社会福祉など高度な専門性を認められた国家資格を持つ職業後見人は、親族後見人や市民後見人よりも高い倫理性を求められる。職業後見人は、超高齢社会ならではの「聖職」とも言うべきプロフェッショナルであり、それにふさわしい倫理感を陶冶すべきなのだ。

にもかかわらず、職業後見人を単なる稼業の一つだと勘違いして不祥事を起こしたり、不心得な後見人に制裁を加える執務規程の執行や新たな再発防止策の実施に異を唱えたりする風潮もあるが、それは、社会から負託されたミッションをみずから否定し、成年後見制度の根幹を揺るがす行為ではないだろうか。

むろん、ほとんどの成年後見人は真面目に執務を行っているはず。誘惑に負け、出来心を抑えきれず、野良猫が目の前の鯉節をさらうような不心得者はほんの一握りに過ぎない。たとえば、なんらかの不祥事を起こして弁護士会から懲戒処分を受けた弁護士の全弁護士数に対する比率は、二〇一〇年間、おおむね〇・二〇％と〇・三五％（『弁護士白書二〇一四年版』だ。その数字が大きい小さいかはともかく、不心得者は存在する。そこで、悪貨が良貨を駆逐することがないようにするための措置として法が生まれた。

職能団体はプロフェッショナル オートノミーの強化を

歴史法学の大家、ヴィノグラドフによれば「最小限度の義務が、社会の存立のために必要であると考えられるならば、それだけは、どのような犠牲を払っても、必要とあれば力を用いてでも遵守されるようにしなければならない」(末延三次他訳「法における常識」)。それを補完するのが職能団体によるプロフェッショナルオートノミーである。弁護士には日本弁護士連合会の弁護士職務基本規程があり、司法書士の後見人にはリーガルサポートの定款や業務報告書提出義務規定などがある。それらは公法に準じる強制力があってしかるべきだ。ただ、それらを遵守するかどうかは、本人次第。越えてはならない最後の線を越えるか、辛うじて踏みとどまるか。それは、そのひと自身の心のありよう、倫理感にかかっている。

憲法学者で衆議院議長を務めた土井たか子氏は「ダメなものダメ」という名言を吐いた。問題は、後見人のひとり一人が理屈や言い訳なしに「してはならないことは、してはならない」というナイーブな感性を自らに呼び覚まそうとするかどうかである。

職業と倫理の関係について詳しいドイツの社会学者、マックス・ウェーバーは、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の中で、文化・文明が発展しすぎると「精神のない専門人」が幅をきかし、「心情

のない享楽人」が跋扈する末世が来ることを憂えた。

社会の仕組みが複雑になると、高い専門性を要求される仕事生まれ、それを稼業とする職業人が現れる。すると、さまざまな分野で「精神のない専門人」が専門性に疎い一般市民を出し抜いたり食い物にしたりすることが起きる。たとえば、医学・医療技術の高度化・専門化と医療制度の複雑化が進んだ結果、医療事故をおこした医師や病院が医療の専門性の壁を悪用したりして、医療事故の真相を隠ぺいし、身内をかばったりする不祥事が後を絶たない。カルテを改ざんして世間を欺く悪質な事件も起きています。それこそ「医療は誰のものか」という問題の本質を忘れた「精神のない専門人」のなせるわざである。

成年後見事務にも医療と似た「専門性」「密室性」「閉鎖性」のリスクが付きまとう。それだけに、複雑な成年後見制度に精通した職業後見人は、判断力の衰えた被後見人の財産を管理するにあたって、揺るぎなく、かつ持続可能な倫理感を堅持しなければならぬ。

職業後見人は、窮地に陥っている人を無償で助けたという「良きサマリヤ人」のようにふるまうことを求められてはいないにしても、「精神のない専門人」に成り下がるべきではないのだ。医療倫理の在り方が問われているように、「後見倫理」の在り方も問われている。

「良識はこの世でもっとも公平に分け与えられているものである」

ただ、人間は弱い存在である。一線を越えそうな瀬戸際に追い詰められることもある。そんなときは、「後見人は誰のためにあるのか」と静かに自問自答するしかない。考えてみれば、後見人は「とてつもなく大きな権限を与えられている。そのことに謙虚に向き合い、恐れを抱き続けなければなりません」。不祥事を起こした元成年後見人らと何人も会い、偽りのない本音に耳を傾けてきた司法書士の教訓である。

「良識はこの世でもっとも公平に分け与えられているものである」

近世哲学の祖、デカルトは名著『方法序説』の冒頭に、そう述べた。

「正しく判断し、真と偽を区別する能力、これこそ、本来良識とか理性と呼ばれているものだが、そういう能力がすべての人に生まれつき平等に具わっている」。ただ、人間は「良い精神を持っているだけでは十分でなく、大切なのはそれを良く用いる」ことが肝要なのだ。「理性すなわち良識が、私たちを人間たらしめ、動物から区別する唯一のものである」。デカルトがなくなると三六五年。その真理は今でも生きています。

親族、職業後見人あるいは市民後見人を問わず、理性を貫くという覚悟なしに誰かの後見人を引き受けるべきではないのである。

報告1

東北発

第3回国連防災世界会議パブリック・フォーラム 『大規模災害時における後見人の役割と責任』

平成27年3月17日(火)、第3回国連防災世界会議のパブリック・フォーラムとして日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、宮城県司法書士会、福島県司法書士会、岩手県司法書士会主催の「大規模災害時における後見人の役割と責任」が仙台市のTKPガーデンシティ仙台勾当台ホール2において司法書士や市民など約80名の参加のもと開催されました。

フォーラムは、日本司法書士会連合会会長(当時)齋木賢二氏の流暢な英語による開会挨拶に始まり、同副会長(当時)山内鉄夫氏(この後も英語による「司法書士制度について」の説明の後、東京司法書士会佐藤佳子氏による「震災後における成年後見人の活動について」のビデオレポートが上映されました。

佐藤氏は、東日本大震災当時、福島県双葉郡大熊町の東京電力福島第一原子力発電所から4kmと云う所で司法書士事務所を開業しており、原発事故によって強制避難をさせられた被災者でもあります。

震災当時、佐藤氏は3人の成年後見人に就任していたのですが、一週間の避難所生活の後、被後見人の安否確認をするため、被後見人の正確な住所、生年月日等を把握しようとしたのですが、事務所に戻れないため資料等を見ることもできず、裁判所は休止が続き

事件記録の謄写もできない。さらに(公社)成年後見センター・リーガルサポートに提出済みの「業務報告書」の写しを取り寄せたが、被後見人の個人情報はずべてマスキングされており役立たないといったなか、何十か所もある避難所に順番に電話をかけ被後見人が入所していた施設や社会福祉協議会、地域包括センターの職員が対応している避難所を確認し、そうした福祉担当者と直接電話連絡を取り合っており、3月中旬に3人の被後見人の安否確認ができたとのことでした。

その後、佐藤氏は福島市内に臨時の事務所を設け、新規の成年後見人を2件やむなく引き受けたものの、震災以降の業務は通常以上に煩雑で負担が大きく、その中でも後見業務の負担が一番大きかったとのことでした。

今後の課題として、佐藤氏は、被後見人の個人情報取得に苦労したこと、裁判所もしくは情報センター等で被後見人等の情報取得が可能な仕組みができないか、また、埼玉県に避難した被後見人に面会に行った経験から、地域をまたいで複数後見人の制度を利用できる仕組みができないかと云う点をあげ報告を終えました。

次いで、宮城県司法書士会森田みさ氏が登壇し、「震災後における未成年後見人の活動について」英語での報告がなされました。

森田氏は、東日本大震災による震災孤児の状況を説明した後、それらの震災孤児に司法書士がいかに関わったかを具体的な事例を交えて報告したうえで、その後の震災孤児たちの現状や今後に向けての課題や活動方向について述べ報告を終えました。

最後に日本司法書士会連合会副会長(当時)里村美喜夫氏による閉会挨拶があり、フォーラムは盛会裡に幕を閉じました。(次)



第12回 日本高齢者虐待防止学会

日本成年後見法学会 第12回学術大会

午前の部の池田氏による大会長講演では、高齢者虐待防止法が、単に虐待されている高齢者を救出することを目的としているものではないこと、また、様々な介護環境を社会が支援していくことの重要性が説明されました。続く水谷氏の記念講演では、高齢者虐待防止法に基づく調査結果をもとに、様々な分析が発表されました。養介護施設従事者等に

プログラム

- 午前の部
 - 大会長講演：「法施行10年を経て今後を展望する」
池田 直樹氏(日本高齢者虐待防止学会理事長)
 - 記念講演：「高齢者虐待防止法の対応の強化について」
水谷 忠由氏(厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室長)
 - シンポジウムI：「多様化する高齢者の住まいと尊厳を守る（現場実践者の報告）」
- 午後の部
 - 分科会①「長期療養病床におけるケアの質：患者とケア提供者双方のQOL向上をめざす」
 - 分科会②「虐待通報の統一番号化の課題」
 - 一般演題（口頭発表）
（公社）成年後見センター・リーガルサポート京都支部 ほか
 - シンポジウムII「セルフネグレクトについて考えるーゴミ屋敷問題解決の取り組みに注目するー」

平成27年7月11日（土）、京都ノートルダム女子大学にて、「事業者による高齢者虐待の防止―法制定10年を経て多様化する高齢者の住まいと尊厳―」を大会テーマに第12回京都大会が開催されました。大会には300名を超える参加があり、プログラムは多岐にわたる充実したもので、非常にタイトなスケジュールのなか行われました。

本のような後見偏重とはなっていないことや、拡張型の保佐や緩和型の後見といった類型の柔軟性についての紹介があり、日本法への問題提起がなされました。

次に障害者福祉の観点から、理事の過半数を障害者当事者が占める障害者団体であるDPI (Disabled Peoples' International) 日本会議の浜島氏より、イギリス意思決定能力法(MCA)の全体像とその後の政策状況について報告がありました。MCAの重要な原則として本人のための最善の利益いわゆるベストインタレストがあげられることや、多くの詳細な行動指針や事例が発表されていることなどが述べられ、イギリスに限らず他国の制度からより大きなことを学べるとのお話がありました。

午後の部基調報告の最後に、韓国の成年後見法研究者、朴氏より、条約と韓国における成年後見制度についての報告が行われました。韓国は2008年に条約を批准していますが、昨年、障害者権利委員会より最初の政府報告に対し厳しい勧告を受けており、これを踏まえて韓国では意思決定支援への転換を模索し、(法的能力制限がない)特定後見・後見契約類型の活用を推進しています。

午後の部においては、最初にオーストラリア・インスブルック大学のミハエル・ガナー氏による基調報告が行われました。ガナー氏は、障害者権利条約の簡単な説明をした後、現在ヨーロッパ諸国ではパターンリズムによる代理決定支援から本人の意思を尊重した自己決定支援へ向かう方向で法改正が進んでいるという点について説明をされました。また、障害者権利条約は確かに代理制度から意思決定支援制度への転換を求めているが、それは決して本人の意思決定が強要されるものではないと述べられました。

その後のシンポジウムIでは、4名の現場実践者による高齢者のケアのあり方についての報告のあと、住まいの多様化が進んだ現在においてそこに住まう高齢者の尊厳が守られているのかという点で議論がなされ、事業所での虐待は、虐待者個別の問題だけではなく、制度の問題、組織の問題や人材の問題などがつながりあっていると説明されました。

午後部の一般演題では、「I 虐待に関する家族(養護者)」、「II 虐待に関わる専門職(スタッフ)」、「III 虐待の予防」、「IV 自治体、地域包括支援センター」、「V 虐待の定義・指標」のそれぞれの立場や視点からの調査・研究結果が発表されました。「II 虐待に関わる専門職(スタッフ)」の立場からは、リーガルサポート京都支部の会員により「虐待事案における司法書士後見人の特性」と題して発表が行われました。調査では、支部所属の会員が成年後見人等に就任した事案における虐待の有無及び対応についてのアンケートを実施し、その結果から、特に経済的虐待の事案においては、専門職後見人が財産を分別管理することで虐待者による財産流用が阻止され、また、専門職後見人が関与すること自体が

抑止力として働くなど、専門職後見人の存在が虐待防止に寄与していることが明らかであると考察されました。

最後のプログラム、シンポジウムIIでは、セルフネグレクトを「高齢者が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、或いは、行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」と定義し、セルフネグレクトは一つの自己決定だとする一方で、本人に自己決定能力がない場合のセルフネグレクトにより他者の権利利益を侵害する場合には、他者の権利利益保護の必要性から法令に基づく介入が可能であると説明されました。その典型的な場面がゴミ屋敷問題であり、京都市ではゴミ屋敷対策条例に基づき多数のゴミ屋敷問題に取り組みますが、法令に基づく介入が可能とはいえ、事案毎に抱えている問題に丁寧に対処することでその根本の原因を解決しなければ、単にゴミを片付けるだけではゴミ屋敷の真の解決にはならないということ、また、ゴミ屋敷問題への取り組みが他の支援のきっかけにもなるということがわかりました。

法制定10年、セルフネグレクトという新たな問題が出現しました。日本高齢者虐待防止学会では、今後も高齢者虐待を巡る様々な問題を受け止め情報発信をしていくとして、第12回京都大会は締めくくられました。

(し)



リーガルサポート京都支部の発表の様子

大会は、理事長新井誠氏による開会挨拶に始まり、常任理事富永忠祐氏より昨年の大会報告が行われた後に、フランス、イギリス、韓国など各国における成年後見制度と障害者権利条約(以下、条約という)についての基調報告が行われました。

まず、フランス法への造詣が深い山城氏より、フランスにおける条約への対応や保護類型についての報告がなされ、その利用実態が日

本のような後見偏重とはなっていないことや、拡張型の保佐や緩和型の後見といった類型の柔軟性についての紹介があり、日本法への問題提起がなされました。

次に障害者福祉の観点から、理事の過半数を障害者当事者が占める障害者団体であるDPI (Disabled Peoples' International) 日本会議の浜島氏より、イギリス意思決定能力法(MCA)の全体像とその後の政策状況について報告がありました。MCAの重要な原則として本人のための最善の利益いわゆるベストインタレストがあげられることや、多くの詳細な行動指針や事例が発表されていることなどが述べられ、イギリスに限らず他国の制度からより大きなことを学べるとのお話がありました。

午後の部基調報告の最後に、韓国の成年後見法研究者、朴氏より、条約と韓国における成年後見制度についての報告が行われました。韓国は2008年に条約を批准していますが、昨年、障害者権利委員会より最初の政府報告に対し厳しい勧告を受けており、これを踏まえて韓国では意思決定支援への転換を模索し、(法的能力制限がない)特定後見・後見契約類型の活用を推進しています。

午後の部においては、最初にオーストラリア・インスブルック大学のミハエル・ガナー氏による基調報告が行われました。ガナー氏は、障害者権利条約の簡単な説明をした後、現在ヨーロッパ諸国ではパターンリズムによる代理決定支援から本人の意思を尊重した自己決定支援へ向かう方向で法改正が進んでいるという点について説明をされました。また、障害者権利条約は確かに代理制度から意思決定支援制度への転換を求めているが、それは決して本人の意思決定が強要されるものではないと述べられました。



(つい)

プログラム

- 午前の部/基調報告
 - 「フランスにおける成年後見制度と障害者権利条約」
山城 一真氏(早稲田大学准教授)
 - 「イギリス意思決定能力法に学ぶこと」
浜島 恭子氏(DPI日本会議)
 - 「国連障害者権利条約と韓国における成年後見パラダイムの転換ー意思決定代行から意思決定支援へー」
朴 仁煥氏(韓国・仁荷大法学専門大学院教授)
- 午後の部/基調報告
 - 「成年者保護の比較法的視点と支援付意思決定モデル」
ミハエル・ガナー氏(オーストリア・インスブルック大学)
- パネルディスカッション
 - 〈コーディネーター〉赤沼 康弘氏(弁護士)
 - 〈パネリスト〉山城一真氏、浜島恭子氏、朴仁煥氏、ミハエル・ガナー氏

平成27年5月30日(土)東京都千代田区の日本大学三崎町キャンパス講堂において、日本成年後見法学会による第12回学術大会が開催されました。テーマは「後見人の職務II」で、各方面の専門家による基調報告やパネルディスカッションが行われました。

あつてはならず、それぞれの能力や希望に合ったモデルを作ることが求められている、という発言もされています。

続く後半のパネルディスカッションでは、前半で基調報告をされた各パネリストから引き続き簡単な報告が行われた後で、各方面の識者から活発な意見交換が行われました。リーガルサポートも昨年策定した「後見人の行動指針」について発表する機会がありました。

最後に、日本大学教授の清水恵介氏は、条約の批准に伴う各国の対応もさまざまであり、意思決定支援の法制度として多面的な類型を維持する国もあれば統一的な類型に方向転換する国もある。日本も、国際比較の中から日本に相応しい意思決定支援システムを模索し、新たなシステムを構築することが求められている、という趣旨の発言で今回のシンポジウムをまとめられました。

副理事長である大貫正男氏からの閉会の挨拶と共に盛大な拍手があり、日本成年後見法学会第12回学術大会は閉幕しました。

(つい)

第34回日本社会精神医学会 リーガルサポート制度改善検討委員会発表 成年後見制度における医療と司法との連携の必要性について 「成年後見用診断書」に基づく事例調査結果から

平成27年3月5日(木)6日(金)富山市の国際会議場にて「社会に開かれた精神医学のために」をテーマに標記医学会が開催されました。両日併せて450名程の参加者を見込んだ大規模な学会で、メインホール、小会場3カ所では、多くの講演、講座、シンポジウム、セミナー、ミニワークショップが開かれ、司法関連の一般演題として、昨年に引き続き、リーガルサポートの制度改善検討委員会山際勉委員長より標題の口演が行われました。

リーガルサポートの活動内容や成年後見制度の紹介から始まり、事前配布した富山家庭裁判所の指定書式診断書及び医師への作成時の説明書を示し、「申立時に原則医師作成の診断書が必要となる。『医学的診断』と『判断能力判定』についての意見」の記載は全国的に設けられているが、診断書作成は医師であれば、かかりつけ医や認知症専門医である必要はない。また、後見・保佐開始の審判には鑑定が必要だと家事事件手続法に規定があるが、例外として、明らかにその必要がないと認められるときは鑑定不要となる。医師への説明文書には、『ほぼ植物状態である場合は鑑定を省略することがある。』とあるが、実務では、ある程度意思疎通可能でも鑑定が省略され、平成25年の実施率は約11%。そのため、診断書の位置づけが非常に重要だ。」

につぎ対立。)について、子の一人が母親の後見開始審判を申立て、審判が下りたところ、別の子がそれに異議を唱え、即時抗告したが、高等裁判所は後見開始の審判を相当と判断し、抗告棄却決定した。内科医A、脳神経外科医B、精神科医Cと3人の医師で、『認知症』との診断名は一致したが、判断能力判定の意見では、A・C医師は後見相当、B医師は補助相当とした。」

リーガルサポートでは、平成25年に診断書作成経験のある医師にアンケート調査を実施しました。その調査結果が掲載された本誌Vol.6(HPPからダウンロード可)を事前配布した上で、「8割の医師が症例によっては財産の管理処分能力を医学的に判断するのは難しいと感じており、4割が3類型に明確に区分することとは困難であると回答している。本人以外の親族や関係者の意向を考慮に入れて判断するとの回答が7割(うち『判断に迷った時は考慮する』が3割)であった。この結果からも、同じ人を診断しても財産管理能力に対する意見が相違するのは当然に起こり得る。」

診断を迷わせる診断書の項目は削除を望む。また、自分は家族などの状況を考慮して診断しているが、ハードル(類型の判断)の上げ下げは当然で、法的にハードルの高さを限定するのはかえって本人の不利益になると思う。」との貴重なご意見をいただきました。これに対して、同委員会田尻世津子委員長より「医師と同じ問題意識を持つ我々法律実務家と医療関係者の連携を引き続きお願いしたい。」との発言で口演は終了しました。

司法関連の演題とはいえ、口演発表者は精神科医が主で、医学系の学会に参加する職種として司法書士は異質に思えましたが、後見制度の重要な部分の一角を担う精神科医の学会に参加し、新しい発見がいくつもありました。



市民後見人育成事業支援委員会

委員会担当理事 松尾 健史



▲同委員会のセミナーの様子です。

私たちの委員会では、「市民後見人」の定義、育成事業のあり方から立ち上げの準備、その後の運営方法など、育成事業に先進的な自治体の情報を取り入れつつ、内部で議論して作り上げた『市民後見人育成事業に向けての立案・実施に向けての提案書』を作成し、その内容を発表する場として、これまでに東京都内で2回、京都市で1回、自治体向けセミナーを開催し、全国から多数の自治体担当者にご出席いただきました。そして、育成事業開始に向け、リーガルサポートの全国の各支部とも連携をとりながらお手伝いをさせていただいております。27年度も9月に愛媛県松山市、11月に宮城県仙台市においてセミナーを開催する予定です。

先日、平成26年中の成年後見関係事件の概況が、最高裁判所事務総局家庭局より公表されました。その中で、成年後見人等と本人の関係という資料に、「市民後見人」が全国で213件選任されたとあります。平成23年は92件、24年は118件、25年は167件と着実に増加しております。因みに22年以前は統計がありません。「市民後見人」とは、専門職ではない一般の市民の方々が、自らの生活する地域において成年後見人となり、支援を必要とする高齢者や障害者のために活動する仕組みを言います。

「市民後見人」の育成事業の主体は、自治体です。東京都や大阪市、名古屋市などでは、比較的早い時期から「市民後見人」が誕生しております。一方で、育成事業が進まない自治体も多数見られます。予算や人員の確保、実施団体の選定、養成講座のカリキュラム作りなど、たくさんの課題があるからです。

平成27年11月20日(金)宮城県仙台市において、自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取り組み」を開催いたします。

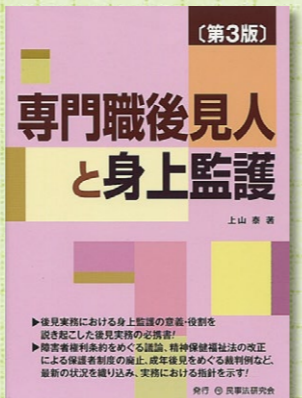
出版物の紹介



「これで安心!これならわかる はじめての成年後見 後見人の心得お教えします」
編集/公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
発行/日本加除出版株式会社



「これからの 後見人の行動指針」
編集/公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
発行/日本加除出版株式会社



「専門職後見人と身上監護 [第3版]」
著者/上山 泰
発行/株式会社 民事法研究会

相談内容

法定後見と任意後見って何が違うの?

成年後見制度のことは知っていても、法定後見と任意後見の違いを正しく理解できている方はそう多くないかもしれません。ですが、成年後見制度を知るうえでその違いを理解することはとても大切です。今回は、似ているようで違うこの2つの仕組みについて、一つ一つ比較しながらご紹介していきます。



相談者

50代後半
女性の依頼者(以下:相)



回答者

リーガルサポート広報委員
司法書士 大桃 涼輔さん(以下:回)

仕方ですが、法定後見は、家庭裁判所に申立てをすることによって開始します。これに対し、任意後見は、まず任意後見契約を公正証書で締結することになります。契約締結後、制度利用者の判断能力が低下したタイミングで任意後見受任者が家庭裁判所に申立てをすることによって開始します。

- 相 任意後見制度を利用するときは、まず公証役場に行くことになるのですね。
- 回 次に、支援の内容ですが、法定後見は制度利用者の判断能力の程度、利用者や申立人の意向、支援の必要性などを考慮して裁判所が決定します。これに対し、任意後見は契約ですので、当事者の合意で自由に内容を決定することができます。例えば、預貯金は自分で管理して、手間のかかる不動産の管理・処分だけをお願いすることも当然可能です。
- 相 それはいいですね!
- 回 後見人の選ばれ方も違います。法定後見の場合、後見人が誰になるかは裁判所が決めます。後見人候補者を挙げることもできますが、必ず選ばれる訳ではありませんし、親族間に紛争がある場合などはまず選ばれないでしょう。逆に、任意後見の場合は後見人を自分で選ぶことができます。ただ、信頼できる人を自分で見つけなければなりませんし、その人が引き受けてくれなければなりませんから、簡単ではないですね。
- 相 信頼できる人ですか…自分の財産すべてを任せても良いと思

- 相 子供がいないので将来のことが心配で…私なりにいろいろと調べてみたのですが、成年後見制度というものがあるのですね。ちょっと前にテレビでも特集されていました。
- 回 ええ、成年後見制度は認知症や知的障害などにより判断能力が低下した人を支援するための制度です。終活ブームの影響もあって、最近はテレビや新聞などでよく取り上げられていますよね。
- 相 どういう制度なのかはなんとなく理解できた気がするのですが、やっぱり細かいことが全然わからなくて…、任意後見って言葉もよく出てくるのですが、これは何が違うのですか?
- 回 普段耳にすることのない単語ばかりですから、なかなか頭に入ってきませんよね。成年後見制度には、大きく分けて2つの仕組みがあります。それが「法定後見」と「任意後見」です。簡単に説明すると、法定後見はすでに判断能力が低下した方のための制度で、任意後見は、今は元気だけど将来に備えておきたいという方のための制度です。
- 相 なるほど。そういう違いがあったんですね。
- 回 そうなんです。つまり、後見人を選ぶタイミングが制度利用者の判断能力が低下した「前」なのか、「後」なのかということですね。
- 相 そうしたら、今私が成年後見制度を利用するとすれば任意後見ということになるのですね。興味がでてきました!法定後見と任意後見の違いをもっと教えてください!
- 回 いいですよ。一つ一つ整理していきましょう。まず、制度の利用の

える人ってなかなかいないですよね。うーん、どうやって探せば良いのでしょうか。

- 回 難しい問題ですね。リーガルサポートに登録している司法書士を紹介することもできますので、この人だ!と思う人をじっくり探してみるのもいいかもしれません。
- 相 そういうこともできるのですね!考えてみます。
- 回 では、次は後見人の報酬の話しましょう。司法書士などの専門家が後見人に就任した場合、報酬が発生します。法定後見の場合は財産額や仕事内容を考慮して裁判所が決定します。任意後見の場合は契約の段階で定めておくことになります。法定後見の報酬額を目安に設定することが多いと思うので、月額2~3万円程度が相場でしょう。ただ、任意後見の場合は必ず任意後見監督人が選任されますので、別途監督人の報酬が発生することに注意が必要ですね。
- 相 任意後見監督人?
- 回 法定後見の場合は裁判所が後見人を監督しますが、任意後見の場合はこの任意後見監督人が後見人を監督することになります。任意後見監督人は後見人に対していつでも事務の報告を求めたり、本人の財産の状況を調査することができます。
- 相 なるほど。いかに信頼のできる人に任せているとはいえ、後見人が誰からも監督を受けないのではちょっと不安ですね。あの、こうして話を聞いていると、色々自由に設計できる任意後見の方が法定後見よりも良いように思えますけど、どうなんですか?
- 回 そうですね。制度利用者の自己決定権の尊重という面においては任意後見の方が優れているかもしれません。ですが、任意後見が法定後見より制度として優れているということでは決してありません。例えば、任意後見には取消権がありませんので、任意後見人は利用者がした不必要な契約や不利な契約を後から取り消すことができません。利用者が在宅生活でそういう契約をしてしまふリスクが高いときなどは、任意後見が適切ではないかもしれませんよね。あくまでも利用者の状況に合わせた選択が重要です。
- 相 それぞれにメリットとデメリットがあるのですね。ほかに任意後見で注意すべき点はありますか?
- 回 そうですね。先に述べたとおり任意後見は利用者の判断能力が低下したタイミングで任意後見受任者が裁判所に申立てをすることにより開始されます。この申立てが適切なタイミングでな

れば良いのですが、判断能力の低下に気付くのが遅れたり、意図的に申立てを怠ったりすることも考えられます。そうすると、利用者の財産が適切に保護されず、不利益を被ってしまう可能性が生じてしまいます。

- 相 確かに、専門的な知識がないと物忘れが年齢によるものなのか、認知症によるものなのかを見極めるのは難しいですね。ちなみに、途中で任意後見から法定後見に切り替えることはできるのですか?
- 回 まず、前提として、任意後見は法定後見に優先します。ですので、任意後見を利用している状態で法定後見の申立てをしても、法定後見開始の審判がなされることはありません。ただ、裁判所が「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」だけは例外です。「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」とは、本人の状況から取消権行使の必要性が高いときや、任意後見契約で定めた代理権の範囲が不十分であるとき、任意後見受任者に破産などの欠格事由があるときなどがあります。
- 相 任意後見から法定後見に切り替えるには、きちんとした理由が必要なのですね。
- 回 そうです。任意後見制度を選択した利用者の意向を尊重すべきですから、簡単に切り替えることはできません。法定後見への切り替えを検討するときに利用者の判断能力がある程度残っていれば良いのですが、すでに自分の意向を示せない状況にある可能性もありますからね。
- 相 なるほど。言われてみればそうですね。いやー、今日はどうもありがとうございました。今日お聞きしたことを含めてもう一度じっくり考えてみます。
- 回 自分の大切な財産を任せるのですから、時間をかけて慎重に考えてください。また何か分からないことがあればいつでも相談してください。

2つの仕組みの違いを
理解してしっかり
備えましょう!





編 集 後 記



私が成年後見人となったその人は、高い山の上にある小さな家に住んでいました。

家の中には、生活に最低限必要な家財道具、小さな庭先にはひっそりとミニトマトがなっていました。

暑い日も寒い日も、ゆっくりとしか歩くことができない足でときどき休みながら、30分かけて山を下り、歩いて町に行き、買い物をする。そして、重たい荷物を持ち、また30分かけてその山を登り、家に帰ります。

決して贅沢ではない、つつましい生活をして、その人は、十分すぎるほどの財産を築き上げました。

その人は、自分の将来をどんなふうに想像していたのでしょうか。

後見業務を行うには、想像力が大切だと思います。

その人がこれまで、どんな人生を送ってきたのかを想像する、その人のこれまでの人生に思いを馳せる…。

成年後見人となって財産を預かったとき、私は、どんなことがあっても、その人のこれからの生活を、その人の想いを、そしてこの大切な財産を、守りとおさなければならぬと思いました。(し)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります 各支部名で検索! リーガルサポート ○○支部 検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜支部 058-259-7118
- 福井支部 0776-30-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526
- 本部(東京) 03-3359-0541

2015年8月31日発行



編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 http://www.legal-support.or.jp

リーガルサポートのホームページには音声読み上げ機能があります!

リーガルサポート 検索